## 【監視体制について】

番号	質問	回答
121	一律基準で規制されている加工食品以外の農畜 水産物について一律基準を超える農薬が検出され た場合どのように措置が講じられますか	
122	ポジティブリスト制度の導入で国内や輸入食品の 監視はどのようにかわりますか	国内に流通する食品については、各都道府県等が食品事業者の施設の設置状況等を勘案して作成した食品衛生監視指導計画に基づき、検査を実施しています。輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画を策定し、計画に基づき監視指導を行っています。ポジティブリスト制導入を踏まえ、輸入時における検査体制を充実させるため、検疫所におけるモニタリング検査(年間計画に基づく検査)の検査項目を拡大することを予定しており、現在、検査項目等について検討を行っているところです。また、その実施にあたっては、輸出国における農薬や動物用医薬品の使用実態等を踏まえた検査項目の選定や一斉分析法の活用などにより、効果的、効率的な検査の実施に努めたいと考えています。
123	トレースができない農産物原料(特に果汁関係)についての対応方法について教えて下さい	仮に原料仕入れ先が海外であっても、生産時に使用されている農薬等について、 情報収集を行うことが重要です。
	た場合の行政機関の対応について教えて下さい ポジティブリスト制度導入により、輸入時の手続に	ドリフトによるものといえども、基準を超える農薬等が検出された場合は食品衛生 法に違反するものとみなされます。 本制度の導入により、輸入時の手続きに変更は生じません。
126	<u>どのような変更が生じるでしょうか</u> 行政検査は、一斉分析法あるいは個別分析法の いずれによる方法ですか	輸入食品の農薬等の検査は、「不検出」と定められている物質は厚生労働省告示の方法で、その他の物質については「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」(平成17年1月24日付け食安発第0124001号通知)又はそれと同等以上の性能を有するとともに、特異性を有すると認められる方法によって実施することとしています。
127		食肉等から農薬が検出され、基準値を超えていた場合は、当該食品の販売等はしてはならないこととなります。したがって、この場合は当該食肉等の販売者は、当該食品について安全性を確保するための措置を行うこととなります。
128		国内に流通する食品は都道府県等が、輸入時は国の検疫所において、監視指導計画を定め実施しています。このため、国内においては、各都道府県における生産品の種類や使用農薬等により、都道府県等毎により定められるものと思われます。 なお、検疫所における検査については、監視指導計画に基づき実施するモニタリング検査の検査項目について、通知に示しているところですが、この検査項目は、通常行っている検査項目であり、海外情報や国内での検査結果等の検出情報に応じて随時追加していくこととしています。
129	一律基準を複数回超えた場合にも、命令検査に移 行するのですか	輸入時検査における検査命令への移行については、一律基準であっても従来のとおり行うこととしています。
130		ADIから見て数値が十分に小さいかどうかについては、基準の設定段階において行われるものです。取締りに当たっては、これまでと同様、設定された基準を超える農薬等が検出された場合には、販売禁止等の措置の対象となります。
131	厚生労働省と都道府県の検査方法、検査項目および違反した場合の措置は整合が取れていますか	検査方法については、「不検出」と定められている物質は厚生労働省告示の方法で、その他の物質については「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」(平成17年1月24日付け食安発第0124001号通知)又はそれと同等以上の性能を有するとともに、特異性を有すると認められる方法によって実施することとしています。 検査項目については、各都道府県における生産品の種類や使用農薬等により、実施される項目は異なるものと考えています。 基準値を超える農薬等が検出された場合の措置については、従来どおり、販売禁止等の措置の対象となります。
132		自主検査で基準を超える農薬等が検出された場合は、国又は地方自治体にその 情報を提供し、国又は地方自治体が実施する施策、措置に適切に対応していただ くこととなります。